

国際自然保護連合日本委員会設置規定

(名称)

第1条 本会は、国際自然保護連合日本委員会 (Japan Committee for International Union for Conservation of Nature and Natural Resources) と称する。略称を IUCN-J とする。

(所在地)

第2条 本会の事務所は、中央区新川一丁目 16 番 10 号 公益財団法人日本自然保護協会内に置く。

(目的)

第3条 本会は、国際自然保護連合の活動に関する、普及・協力・連絡協議を行うことを目的とする。

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した国際自然保護連合の団体会員
- (2) 特別会員 国際自然保護連合の会員(政府機関に限る)、または、理事、専門委員会委員長・副委員長、親善大使、顧問など国際自然保護連合総会または理事会において任命された役職者
- (3) 専門家会員 本会の目的に賛同して入会した国際自然保護連合の専門委員会委員
- (4) サポート会員 本会の目的に賛同して入会した団体
- (5) ユース会員 本会の目的に賛同して入会した、ユース中心に構成される団体

2. 本会に入会しようとする者は、所定の手続きにより、会長に入会を申し込むものとする。

(会議)

第5条 本会の会議は、総会とし、会長が召集する。

2. 本会の会議は、会員区分によらず、公平性、参加性、透明性を尊重する。
3. 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回開催する。
4. 総会では、役員の変更、事業計画、事業報告、予算決算の承認等、本会の運営に関する重要事項を決定する。
5. 総会は、正会員の2分の1以上の出席をもって成立し、出席正会員の過半数をもって決する。

(役員)

第6条 本会に会長 1 名、副会長 3 名以内、監事 2 名以内の役員を置く。

2. 役員は、正会員の中から、ジェンダーや世代のバランスを考慮し、総会において選任する。
3. 役員の任期は IUCN 世界自然保護会議開催年の 4 月 1 日から、次の開催年の 3 月 31 日までの 4 年間とする。ただし、連続して務められるのは 8 年までとする。
4. 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とし、その残任期間が 2 年未満の場合は前 3 項の期間に数えないものとする。
5. 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
6. 会長は、本会を代表し、本会の事務を総括する。
7. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。
8. 監事は、本会の経理及び業務遂行を監査する。

(運営委員会)

第7条 本会に国際自然保護連合本部、アジア地域事務所、専門委員会及び会員相互の連絡を促進する目的で、運営委員会を設置する。

2. 運営委員は、専門家会員を除く会員の中から、5 名以上10名以内を総会において選任する。
3. 運営委員の任期は、IUCN 世界自然保護会議開催年の 4 月 1 日から、次の開催年の 3 月 31 日までの 4 年間とする。ただし、再任は妨げない。
4. 補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
5. 運営委員は、必要に応じて会議(「運営委員会」という)を開き、本会の目的達成のために必要な事項を決める。また、その内容は遅滞なく会員に報告しなければならない。
6. 運営委員会の議長は、会長または副会長が務めるものとする。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、会長が委嘱する。
3. 顧問の任期は、委嘱日から次の IUCN 世界自然保護会議開催年の 3 月 31 日までとする。ただし、再任は妨げない。
4. 顧問は、本会目的達成のために、助言を行うものとする。

(会計)

第9条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2. 本会の会費及び経費については、別に定める。

(報告)

第10条 第5条3項で総会の承認を得た事業報告書を本会の年次報告書として国際自然保護連合に提出する。

(事務局)

第11条 本会に、第5条から第10条の業務を補佐し、事務を行うため事務局をおく。

2. 会長は、必要に応じ、事務局長を選任あるいは解任することができる。
3. 会長は、選任・解任にあたり、運営委員会および、事務局団体がある場合は事務局団体の長の承認を経て、選任・解任を行うものとする
4. 事務局長は、会長の指示に基づき事務局を統括する
5. 事務局長の任期は、選任の日から、次の世界自然保護会議開催年の3月31日までとする。
ただし、再任は妨げない

(その他)

第12条 この規定に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

2. この規定の改廃には、正会員の3分の2以上の賛成を要するものとする

1980年11月1日制定
1988年12月12日改定
2004年3月18日改定
2006年3月22日改定
2008年3月25日改定
2012年3月1日改定
2014年9月26日改定
2019年6月6日改定
2022年2月10日改定